

ID: 72

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	受給資格者の決定		
例規名 根拠条項	真岡市敬老祝金条例施行規則 第2条		
例規番号	平成10年規則第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条及び真岡市敬老祝金条例第2条の規定による。 (敬老祝金の支給手続き等)</p> <p>第2条 市長は、条例第2条に規定する受給資格者を決定し、敬老祝金該当者台帳(様式第1号)を作成し、受給資格者に対し支給するものとする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 祝金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 当該年の4月1日から翌年の3月31日までに、80歳(傘寿)、88歳(米寿)、90歳(卒寿)、99歳(白寿)、100歳(上寿)に達する日を迎える者</p> <p>(2) 当該年の9月1日(以下「基準日」という。)において本市に引き続き3月以上居住し、住民基本台帳に記録されている者</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	真岡市ねたきり在宅者、認知症者及び重度心身障害者介護手当支給条例 第3条第2項		
例規番号	昭和54年条例第8号		
【基準】	<p>第2条及び第3条の規定による。 (定義)</p> <p>第2条 この条例で、ねたきり在宅者等とは、本市に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当する在宅者をいう。</p> <p>(1) 疾病によりおおむね6箇月以上継続して臥床し、食事、入浴、排便等日常生活において、常時介護を必要とする者</p> <p>(2) 別表に定める認知症の状態がおおむね6月以上継続し、日常生活において常時介護を必要とする者</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級若しくは2級程度の障害を有する者であって、両上肢の機能に著しい障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする者又は両下肢若しくは体幹機能並びに視覚に著しい障害を有し、単独歩行が不能のため日常生活において常時介護を必要とする者</p> <p>(4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において、知的障害の程度が重度であると判定され、日常生活において常時介護を必要とする者</p> <p>2 介護者とは、本市に住所を有する者で、ねたきり在宅者等と同居し、現にねたきり在宅者等の日常生活の介護に当たっている者をいう。 (受給資格)</p> <p>第3条 介護者は、この条例の定めるところにより手当を受ける資格(以下「受給資格」という。)を有するものとする。</p> <p>2 受給資格の認定を受けようとするときは、介護者がその旨を市長に申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	未支給手当の支給		
例規名 根拠条項	真岡市ねたきり在宅者、認知症者及び重度心身障害者介護手当支給条例 第7条		
例規番号	昭和54年条例第8号		
【基準】	第7条の規定による。 (未支給の手当) 第7条 介護者が死亡し、又は所在不明となった場合において、その者に対する未支給の手当があるときは、ねたきり在宅者等を現に介護する者又はねたきり在宅者等に未支給の手当を支給することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	真岡市介護保険条例 第10条第1項		
例規番号	平成12年条例第12号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) その他市長が必要と認める特別の理由があること。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 130

担当部署: 健康福祉部 いきいき高齢課

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市介護保険条例 第11条第1項		
例規番号	平成12年条例第12号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を必要とする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日